

## 幸手市公式ソーシャルメディア運用方針

### 1 目的

幸手市が公式に運用するソーシャルメディア（以下、「幸手市公式ソーシャルメディア」という。）は、市政に関する情報を広く発信し、多くの人が幸手市を知り、身近に感じることを目的とする。

### 2 運用する幸手市公式ソーシャルメディアの種類

- (1) フェイスブック
- (2) ツイッター
- (3) ユーチューブ
- (4) インスタグラム
- (5) クックパッド
- (6) Note
- (7) LINE

### 3 アカウント名、アカウント運用者

#### (1) アカウント名：

- ・フェイスブック：埼玉県幸手市
- ・ツイッター：埼玉県幸手市
- ・ユーチューブ：幸手市公式動画チャンネル
- ・インスタグラム：city\_promotion\_satte
- ・クックパッド：埼玉県幸手市
- ・note：このまちが好き幸手市
- ・LINE：幸手市

#### (2) アカウント運用者：幸手市総合政策部秘書課

ただし、災害等の緊急時においては、この限りではない。

### 4 情報発信の内容

- (1) 幸手市が開催するイベントなどに関する情報
- (2) 幸手市が実施する事業などに関する情報
- (3) 幸手市の魅力などに関する情報
- (4) 災害等に関する情報
- (5) その他幸手市に関する情報

## 5 運用時間

原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に不定期に投稿する。ただし、状況等により、上記時間帯以外に投稿することができる。

## 6 コメント等への対応

幸手市公式ソーシャルメディアは、情報の発信を主な目的としているため、利用者からのコメント及びメッセージ等に対しては、原則として返信等の個別の対応は行わない。ただし、秘書課長が必要と認めるときは、この限りではない。

## 7 禁止事項

幸手市公式ソーシャルメディアは、利用者による次に掲げるコメント及びメッセージを禁止し、秘書課長がこれらに該当すると認めた場合は、利用者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除、又はアカウントのブロック等を行う。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など当市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 幸手市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 幸手市の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、幸手市が不適切と判断した内容及び情報、並びにこれらの内容を含むリンク等

## 8 個人情報の取扱いについて

幸手市公式ソーシャルメディアにおける個人情報の収集、管理及び利用に関しては、幸手市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うものとする。

## 9 免責事項

- (1) 幸手市は、利用者が幸手市公式ソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- (2) 幸手市は、ユーザーにより投稿された幸手市公式ソーシャルメディアに対する、「リプライ」や「リツイート」、「コメント」等について一切の責任を負わない。
- (3) 幸手市は、幸手市公式ソーシャルメディアに関連して、利用者又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。

## 10 著作権について

幸手市公式ソーシャルメディアに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は幸手市又は原作者に帰属するものとし、法令等に定めがある場合を除き、無断で複製・転用できないものとする。

また、幸手市公式ソーシャルメディアの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、幸手市に無断で転載等を行うことはできず、引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

## 附則

この運用方針は、平成30年7月2日から適用する。

この運用方針は、令和2年4月1日から一部改正する。

この運営方針は、令和2年11月18日から一部改正する。

この運用方針は、令和3年10月27日から一部改正する。

この運用方針は、令和4年6月7日から一部改正する。

この運用方針は、令和5年6月8日から一部改正する。